

アルコールの健康への影響に関する内容を盛り込み、各学校で副読本を活用した未成年飲酒防止教育を実施している。

また、福祉保健所が主体となり、中高生に向けた未成年飲酒防止教育も実施している。アルコールやうつ病と自殺の関係や、アルコールが及ぼす体の影響についての理解を促し、正しい知識を持ったうえで適切な行動がとれることを目的に授業を行っている。授業のなかでは、断酒会員による体験発表やアルコールに対する体質を知ることができるようパッチテストの使用、飲酒を勧められた際のロールプレイの実施等、アルコール健康問題についてより具体的に理解できるよう内容を工夫している。

さらに、アルコール問題に悩む当事者や家族に関わりのある民生委員や児童委員等を対象にしたアルコール問題についての研修会を実施し、講演と併せて管内の自助グループによる活動紹介も行い、専門医療のみでなく、自助グループ活動の必要性についても理解を深めた。

#### ○アルコール関連問題関係者連絡会議（松村断酒学校と同時開催）

精神保健福祉センターが年に1回、松村断酒学校の開催に合わせて実施している。断酒会と県内の医療・保健・福祉領域の関係者が一堂に会し、情報交換や議題にそって意見交換を行っている。県外の断酒会も参加するため、他県の活動等についても共有しながら、断酒会と病院、行政がどのように連携を進めていくか協議する場となっている。

#### ○アドクションフォーラム（H26～）

精神保健福祉センターが主体となり、関係機関を対象とした依存症についての研修会をH25まで実施した。H26からは対象を一般県民へと拡大し、啓発イベントを開催している。依存症についての講演会や断酒会の模擬例会、当事者の体験発表、パネル展示等も取り入れ、広く県民に依存症についての理解を促すものとしている。フォーラムの企画については、関係機関だけでなく自助グループも参加し、当事者の視点も取り入れながらテーマや構成等を検討している。

#### ○アルコール健康障害対策基本法学習会（H27）

公益社団法人全日本断酒連盟四国ブロック主催の学習会を共催で実施した。アルコール健康障害対策基本法の概要や基本計画について研修し、県のアルコール対策への取組等を踏まえ、参加者で計画の策定に向けての意見交換を行った。

#### ○地域自殺対策強化事業補助金を活用しての民間団体の取組

自助グループや支援グループが補助金を活用して各種取組を実施している。平成27年度には、アルコール依存症に関する啓発の内容を含む映像作品を作成し配信、さらに大規模商業施設において相談会や啓発イベントを開催した。

## 2. 今後の都道府県アルコール健康障害対策基本計画の策定に向けた動きについて

#### ○アルコール関連問題関係者会議準備会（H27）

アルコール依存症関係分野の医療機関や自助グループから、アルコール健康障害対策基本法を踏まえ高知県での基本計画策定に向けて意見聴取を行う会議を開催した。県のアルコール健康障害の実態や課題、各関係団体のそれぞれの役割や課題、さらに日頃感じていることを共有し、意見交換を実施した。内科医と精神科医の連携の重要性や依存症者、多量飲酒者、未成年、妊婦等、それぞれの対象に応じた取組を実施していく必要があること等の意見がだされた。

高知県では、平成29年度の計画策定を予定しており、病院や警察署、教育、酒類販売業者、自助グループ等の関係機関で幅広く構成する協議会を立ち上げ、検討していくこととしている。

## 事例 6

福岡県のアルコール健康障害の取組について  
～福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例を中心に～福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室  
福岡県人づくり・県民生活部生活安全課

福岡県では、平成18年8月、飲酒運転により幼い3人が犠牲となる事故が発生し、その後も23年2月に男子高校生2人が亡くなるなど、飲酒運転事故が後を絶たない状況にありました。この背景には、飲酒運転の危険性と結果の重大性に対する社会的な認識の甘さや、飲酒運転による検挙者の中にアルコール依存症が疑われる者が少なからず存在することがありました。

そこで、検挙者が二度と飲酒運転を繰り返さないように、個々の特性に応じた適切な予防措置を講じることや、飲食店等において運転者に飲酒をさせないための取組について盛り込んだ「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（飲酒運転撲滅条例）」が議員提案により24年3月に制定、9月に全面施行されました。全国初の罰則付き飲酒運転撲滅条例であり、27年3月には、後述のアルコール依存症に関する受診義務及び違反者に対する指導の強化等を盛り込んだ条例の一部改正が行われています。

飲酒運転撲滅条例では、県民及び事業者の責務等について以下のとおりとされています。

## ○県民の責務等

- ・飲酒が車の正常な運転を妨げ、重大な事故の原因となるものであることを自覚し、アルコールの影響がなくなるまで、いかなる理由があっても車を運転してはなりません。
- ・家族や知人が飲酒運転を行うおそれがあるときは、その防止に努めなければなりません。
- ・飲酒運転を見かけたとき等は、警察官に通報するよう努めなければなりません。
- ・飲酒運転で検挙（初回）された者は、アルコール依存症に関する診察又は飲酒行動に関する指導を受けなければなりません。
- ・5年以内に再び飲酒運転で検挙された場合、アルコール依存症に関する受診が命じられます（命令に従わない場合は5万円以下の過料）。県からの通知に従い診察等を受け、報告書を提出しなければなりません。
- ・検挙基準未満のアルコールが検知された人についても、再び飲酒運転を行わないための取組に努めなければなりません。

## ○事業者の責務等（主なもの）

- ・業務上の飲酒運転を防止するため、従業員が酒気を帯びていないことの確認等を行うよう努めなければなりません。
- ・従業員等が通勤・通学中に飲酒運転で検挙された場合、公安委員会から通勤・通学先に通知し、通知を受けた事業者は再発防止のため、研修、指導等を行わなければなりません。
- ・酒類を提供する飲食店の営業者は、店の駐車場を設置している場合、車を利用する来店者の飲酒運転を防止するため、自動車運転代行業者の紹介等を行うよう努めなければなりません。
- ・特定事業者（酒類を提供する飲食店の営業者、酒類販売業者、駐車場の所有者・管理者）は、飲酒運転撲滅に関するポスター等の啓発文書を掲示するよう努めなければなりません。
- ・飲食店の来店者が飲酒運転で検挙された場合、1年以内に再度来店者が検挙され、公安委員会から飲酒運転防止の取組を指示されたにもかかわらず、その取組を怠ったときは、店名等の公表、指示書の店内掲示命令が行われます（掲示しない場合は5万円以下の過料）。

県では、飲酒運転撲滅条例に基づき、飲酒運転撲滅に取り組む市町村、地域団体、事業者等による研修などの機会に、飲酒運転事故の現状やアルコール問題に関する専門家を派遣しており、受講者の飲酒運転撲滅意識の向

上に効果をあげています。

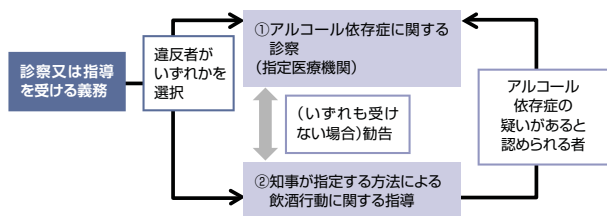
福岡県の飲酒運転事故件数は平成 22 年に 337 件で全国ワースト 1 となり、条例施行前年の 23 年には 257 件で全国ワースト 2 位という状況にありました。条例の施行後、飲酒運転事故件数は概ね減少傾向で推移しており、27 年では 156 件で全国ワースト 8 位となっています。



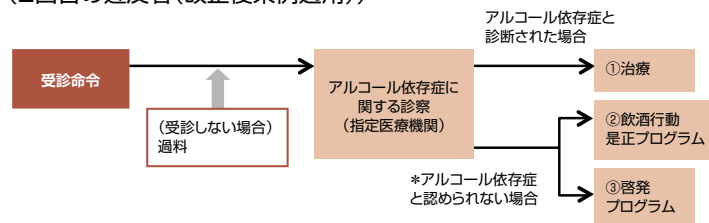
この飲酒運転撲滅条例は、飲酒運転のない安心して暮らせる社会を実現するために制定されたものですが、そのための様々な取組の一つとしてアルコール健康障害に関する取組についても規定しているところが特色と言えます。この取組について少し詳しく紹介します。

飲酒運転撲滅条例では、1 回目の飲酒運転違反者に、知事が指定する医療機関（以下、「指定医療機関」という。）での受診又は知事が指定する方法による飲酒行動に関する指導（以下、「適正飲酒指導」という。）を義務づけています。適正飲酒指導の結果、アルコール依存症の疑いがあると認められる者には指定医療機関への受診勧告を行います。また、5 年以内に 2 回目の違反をした者には指定医療機関での受診の命令を行っています。これは、飲酒運転違反者の中にはアルコール依存症等を患っている者がいる可能性があり、それらの者を受診や保健指導に結び付けることにより、飲酒運転の再発を防止することとアルコール依存症を含むアルコール健康障害の早期発見・早期治療を目的としているものです。

(1 回目の違反者(改正後条例適用))



(2 回目の違反者(改正後条例適用))



適正飲酒指導として、県に加え、政令市及び保健所設置市の協力を得て県内の全ての保健所等で保健指導を実施しています。各保健所において、医師や保健師によりアルコール使用障害スクリーニングテスト（AUDIT）及びその結果に基づく飲酒行動に関する指導を行い、必要に応じて専門医療機関の受診を勧奨することで、アルコール健康障害の予防・早期発見に努めています。

また、適正飲酒指導やアルコール相談に従事する職員を対象とした減酒支援実践者養成講習会を開催し、アルコールに関する指導者のスキル向上を図っており、今年度は適正飲酒指導に係る事例検討会の実施、事例集の作成に取り組んでいます。

本県では、この飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の施行業務のほかにも、従来から実施しているアルコール依存症対策事業として、従来から以下のような取り組みを行っています。

○「アルコール健康障害に関する企業セミナー」の開催

福岡労働局や政令市等と共催で、県内 4 ブロックにおいて企業を対象にアルコール健康障害対策の普及啓発を実施

○「中小企業の減酒の取組みへの支援」の実施

産業医がない 50 人未満の事業所における減酒支援の取組を推進するため、保健所の職員が地域産業保健センターと連携し、研修会等を実施し、事業所での減酒支援を実施

○「アルコール健康障害に関する一般科医師への研修」の開催

アルコール健康障害がある者は、内科疾患等でかかりつけ医を持つことが多いため、かかりつけ医にアルコール健康障害に関する正しい知識と専門医へつなぐための連携方法に関する研修会を開催

○「適正飲酒ガイドブックの作成と研修」の実施

若年層の適正飲酒の啓発として、飲酒の機会が増え、また車の運転を始める年代でもある学生の意見を踏まえた若い世代向けの「適正飲酒ガイドブック」を作成し、県内の大学等において学生の健康管理を担当している職員を対象にした研修会を開催